

## [家庭福祉課関係]



# 1. 社会的養護体制の拡充について

## (1) 施設の小規模化・施設機能の地域分散化の推進

社会的養護は、保護者のない児童や、虐待を受けた児童など家庭環境上養護を必要とする児童等に対し、公的な責任として社会的に養護を行う制度であり、児童虐待の増加等に伴い、質・量ともに充実が求められている。

社会的養護については、欧米主要国では、概ね半数程度が里親委託であるのに対し、日本では施設における養護が9割を占めており、施設養護に依存しているとの指摘がある。また、児童養護施設の7割が大舎制で、定員100人を超えるような大規模施設もある。

対象児童が、心の健康な発達や、豊かな人間性の向上を図り、将来、自立して自らの健全な家庭を築いていくために必要な様々な知識や経験を身につけていけるよう、できるだけ家庭的な環境での養護を進めていくことが、極めて重要である。

このため、施設におけるケア形態の小規模化を図るよう、①児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設を対象とした小規模グループケアの実施や、②児童養護施設を対象とした地域小規模児童養護施設の設置を進めている。

「子ども・子育てビジョン」において、当面、平成26年度までの目標として、小規模グループケア800か所、地域小規模児童養護施設300か所の目標を設定し、推進しているところであり、取り組みの推進をお願いしたい。

	平成22年3月		平成26年（目標値）
小規模グループケア	458か所	→	800か所
地域小規模児童養護施設	190か所	→	300か所

また、児童養護施設については、今後の方向として、施設がファミリーホームの開設の支援や施設による里親支援を推進し、施設機能の地域分散化を図りながら、本体施設の小規模化、高機能化を図っていく方向であるので、よろしく願います。

なお、施設の小規模化等の推進のため、次の運用改善を行うこととしている。  
(関連資料4参照)

### ①小規模グループケアの定員要件の弾力化

- ・児童養護施設：「原則6人」→「原則6人～8人」
- ・情緒障害児短期治療施設：「原則5人」→「原則5人～7人」
- ・児童自立支援施設：「原則5人」→「原則5人～7人」
- ・乳児院：「原則4人」→「原則4人～6人」

### ②小規模グループケアのグループ数要件の弾力化

- ・「1本体施設2グループまで。（一部3グループまで指定可能）」  
→「1本体施設2グループまで。ただし、本体施設の全てを小規模グループ

プ化、ファミリーホーム推進による地域分散化、里親支援等の要件により、6グループまで指定可能」

**③地域小規模児童養護施設の設置要件の弾力化**

- ・既存定員に追加して設け、本体施設の入所率90%以上要件の廃止
- ・1本体施設につき原則1か所。特に必要な場合は2か所。(それ以上はファミリーホーム型を推進)

**④児童家庭支援センターによる里親支援**

- ・児童家庭支援センターによる里親支援の位置づけ

**(2) 里親委託等の推進**

虐待を受けた子ども等、家庭での養育に欠ける子どもに対しては、可能な限り家庭的な環境の下で愛着関係を形成しつつ養育を行うことが重要である。里親制度は、そのような観点から極めて重要であり、平成20年の児童福祉法改正で、

- ・「養育里親」を「養子縁組を希望する里親」と法律上区分するとともに、
- ・平成21年度から、養育里親・専門里親の里親手当を倍額に引き上げ、
- ・養育里親と専門里親について、里親研修を充実

などの改正を行ったところである。

また、里親の掘り起こしや、里親に対する相談支援等を行う「里親支援機関連事業」については、今後、一層の充実が必要であり、各自治体においては、取り組みの充実をお願いする。また、この事業は、里親会や、児童家庭支援センター、施設、公益法人、NPO等に委託可能であり、これらの各組織の特徴も踏まえながら、それぞれの得意分野を委託するなど、工夫して、積極的かつ効果的な実施をお願いする。

里親等委託率については、平成14年度末の7.4%から、平成22年3月末の10.8%まで増加したが、「子ども・子育てビジョン」においては、当面、26年度の目標として、16%を設定している。

里親等委託率は、自治体間の格差が大きく、最大32.5%、最小4.6%となっている。里親等委託を進めるに当たっての課題は多々あるが、委託率が高い自治体もあるところであり、一層の推進をお願いする。

なお、現在、里親委託のガイドラインの検討を行っているところであり、社会保障審議会児童部会の社会的養護専門委員会で検討を行い、平成23年春までに取りまとめる予定であるので、よろしくをお願いする。(関連資料2参照)

**(3) 情緒障害児短期治療施設の設置推進**

情緒障害児短期治療施設は、ケアワーカーに加え、医師や心理療法担当職員が配置されるなど人員配置が厚く、専門性の高い児童福祉施設であり、その設置の促進をお願いする。

「子ども・子育てビジョン」において、平成26年度の目標を47か所と設定しており、平成20年度の32か所から、平成22年度には37か所まで増えてきたが、特に未設置の自治体におかれては、設置推進に努めていただくようお願いする。(関連資料16参照)

#### (4) 母子生活支援施設の新しい機能・役割の推進

近年の母子生活支援施設の入所者の状況をみると、「夫等の暴力」を理由とする者（DV被害者）の入所が半数以上を占めるようになり、施設の広域利用が進展している。また、虐待を受けた児童の入所も増加している。

このため、DV被害者の利用増加を踏まえ、施設入所の広域的な対応を推進するとともに、虐待を受けた児童の支援を図るため、個別対応職員や心理療法担当職員の配置の推進など、DV被害や児童虐待への対応の強化に努めていただきたい。

なお、都道府県や市町村設置の施設においては、指定管理者制度を採用されている場合もあるかと思うが、財政計画ありきではなく、利用者の状況などを踏まえた適切な支援が可能となるよう、柔軟な対応をしていただきたい。

また、同伴児童がいるDV被害者の一時保護にあたっては、母子生活支援施設への一時保護委託が適切であることから、平成23年度から、独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業において、母子生活支援施設の本体整備に併せてDV被害者を一時保護するための居室を整備する場合に、融資率を75%から80%に引き上げることとしているので、施設整備を行う社会福祉法人等に対し周知を図っていただき、積極的な整備が図られるようお願いしたい。

さらに、心身に障害を有する母子等に対する支援を充実するため、母子指導員を配置するための特別生活指導員加算について、平成23年度より、厚生労働省の事前承認から都道府県知事等の指定（厚生労働省への指定結果報告及び実施状況報告）へと事務手続きを簡素化する予定である。（関連資料21参照）

#### (5) 平成23年度児童入所施設措置費等予算案の概要

平成23年度予算案の主な内容は以下のとおり

##### ①施設の小規模化の推進

- ・小規模グループアの拡充
- ・地域小規模児童養護施設の拡充

##### ②就職支度費、大学進学等自立生活支度費の改善

- ・79,000円に増額（平成22年度単価：77,000円）

##### ③助産施設の分娩介助料の改善

- ・185,910円に増額（平成22年度単価：148,310円）

なお、正式な交付要綱案については、後日お示しいたします。

#### (6) 社会的養護関係の児童福祉施設最低基準の見直し検討について

社会的養護の在り方の見直しについては、社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会で検討を進めているところであり、また、「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会」を設置し、厚生労働省として社会的養護の課題について、短期的に解決すべき課題や中長期的に取り組む将来像を含め、集中的に検討することとしている。

さらに、社会的養護関係の児童福祉施設最低基準については、まず、現在の予算措置の水準の範囲内で、最低基準（厚生労働省令）の見直しを早急に検討するとともに、それ以上の人員配置の引上げについては、予算措置が必要となることから、子ども・子育て新システムの検討に併せた質の改善の一環として検討しているところである。

## 2. 児童養護施設等の整備について

児童養護施設等の施設整備について、次世代育成支援対策施設整備交付金（以下「ハード交付金」という。）に係る整備計画策定においては、入所者の居住環境への十分な配慮をお願いします。

特に、入所者の居室については、中・高校生等の思春期児童やその他の入所者のプライバシー等に十分配慮し、個室化を積極的に進めていただきたい。

また、施設におけるケア形態の小規模化を推進するため、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の整備のうち、小規模なグループケアを行う場合の整備について、ハード交付金の加算対象としており、これを積極的に活用し、生活環境の充実に努めていただきたい。

また、児童養護施設について、本体施設の定員規模の大きい施設は、本体を小規模化し、施設機能の地域分散化を図る方向を踏まえながら定員規模を検討するよう、施設を指導していただきたい。

### 3. 母子家庭等自立支援対策について

#### (1) 児童扶養手当について

##### ①平成23年度の児童扶養手当額について

児童扶養手当額については、「児童扶養手当法」及び「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」に基づき、年平均の全国消費者物価指数を基に所要の改定がされることとなっている。平成23年度の児童扶養手当額は、平成22年の消費者物価指数が平成17年の指数を0.4%下回るため、法律の規定に従って以下のとおりとなるので、管内市区町村への周知方をお願いする。

なお、これを確定する児童扶養手当法施行令等の改正については、平成22年度末の予定であるので、随時情報提供をする。

・手当額（月額）（△0.4%）

	（平成22年度）		（平成23年度）
全部支給	41,720円	→	41,550円
一部支給	41,710円	→	41,540円
	～9,850円		9,810円

##### ②障害基礎年金の子の加算の見直しに伴う児童扶養手当の取扱い

平成23年4月に施行される「国民年金法等の一部を改正する法律」（平成22年法律第27号。以下「改正法」という。）等により、障害基礎年金の受給権発生後に子を持ち、その子との間で生計維持関係がある場合にも、障害基礎年金に子の加算を行うこととされ、子の加算の対象範囲が拡大される。

児童扶養手当は子が障害基礎年金の加算の対象となっている場合には支給されないため、受給権発生後に有した子であって、これまで子の加算対象ではなく児童扶養手当が支給されていた者については、特段の措置を講じない場合には、改正法等の施行に伴い児童扶養手当が支給されなくなり、手取りが減少するケースが生じる場合がある。

このため、年金制度の運用として、平成23年4月より、子の加算の支給要件である「生計維持」の取扱いを見直し、現に子の加算の対象となっている子も含め、児童扶養手当額が子の加算額を上回る場合には、子の加算の対象とはしないこととした。

これにより、当該者が児童扶養手当の対象となることから、別途お示しする通知に基づき、事務手続に遺漏のないよう準備を進めていただくとともに、地域住民への十分な周知方をお願いする。

##### ③児童扶養手当制度の運用について

児童扶養手当制度の運用については、日頃より、ご協力をいただいているところ。特に、昨年は父子家庭への支給対象の拡大もあり、多大なご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。更なる制度の周知にご努力いただきたい。

引き続き、児童扶養手当の認定等の際の手続に当たっては、下記の事項に留意のうえ、適切な運用をお願いしたい。

- ・ 児童扶養手当の申請を希望する相談があった場合には、必要な申請書類等を速やかに渡すこと。
- ・ 受付時間の弾力化など児童扶養手当の申請希望者の便宜を図るとともに、申請があった場合には、書類の不備等が無ければ、申請を受け付け、支給要件に関し、実態を確認した上で、認定又は却下などの処分を行うこと。
- ・ 実態をよく確認せずに支給要件に該当しないと決めつけて、申請を拒んだり、資格喪失処分を行うことがないように留意すること。
- ・ なお、児童扶養手当は、その支給要件が離婚、遺棄、拘禁、事実婚の解消、未婚の母、事実婚の不存在等個人の秘密に属する事項に関わるため、受給資格者の認定に当たっては、プライバシーの問題に触れざるを得ないところであるが、必要以上にプライバシーの問題に立ち入らないよう事務運営に当たって配慮すること。
- ・ 一部支給停止措置となった方に対しても、現況届提出時などあらゆる機会を通じ、就業に向けた取組を促すこと。

## (2) 母子家庭等の就業支援対策の充実について

母子家庭等自立支援対策については、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱による就業・自立に主眼を置いた総合的な自立支援策を展開しているところであり、様々なメニューを実施しているところである。

就業支援策の取組状況については、全体としては進展しているところであるが、事業ごとに見ると未実施自治体もなお多く、実施自治体の間でも実施状況に差があるところである。

政府としても、平成22年1月に閣議決定された「子ども・子育てビジョン」において、「自立支援教育訓練給付金事業」及び「高等技能訓練促進費等事業」については、「平成26年度までに全都道府県・市・福祉事務所設置町村での実施」を数値目標として設置しているところであり、未実施の自治体におかれは早急に事業を開始していただくとともに、すでに事業を実施している自治体においても一層の積極的な取組を行い、母子家庭の母の就業の促進を図られるようお願いする。

また、ハローワーク等の労働関係機関と十分に連携を図り、それらの実施している施策も含め広報等を行うとともに、各事業の実施に当たってもよく連携し、効果的な実施に努めていただきたい。

### ①母子家庭等就業・自立支援事業

#### ア 母子家庭等就業・自立支援センター事業

本事業については、実施主体となる都道府県、指定都市、中核市の全てにおいて事業が実施されているところであるが、就業支援事業等の各メニューごとの実施状況をみると、各自治体により大きな差がある状況である。

一貫した就業支援サービス等を提供するという事業の趣旨に鑑みれば、

全てのセンターにおいて、全てのメニュー事業が実施されることが望ましいので、未実施のメニュー事業がある自治体におかれては、早急に実施することをお願いする。

また、センターの開所については、これまでも土日等における開所について配慮をお願いしてきたところであり、「就業支援事業」及び母子家庭等地域生活支援事業については、平日に加え土日に開所した場合に、開所日数に応じた運営費の加算も行っており、センターの土日開所について積極的な実施をお願いする。

さらに、本事業の実施にあたっては、(1)職業紹介の許可の取得、(2)ホームページの開設等により効果的な事業の実施に努めるとともに、(3)相談中や講習中に子供を預かる託児コーナーの設置、(4)女性相談員の設置等、母子家庭の生活実態に即した実施が可能となるよう、きめ細かな支援体制を整備されたい。

#### イ 一般市等就業・自立支援事業

本事業は、母子家庭の母等が、できるだけ身近な地域において就業支援が受けられるよう、一般市等を実施主体として、母子家庭等就業・自立支援センター事業と同様の事業を実施可能としたものである。

平成21年度については、24市において実施されているところであるが、都道府県等におかれては、より多くの一般市等において事業が実施されるよう母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施により培ってきたノウハウを一般市等への提供するなどその実施を支援するとともに、実施に当たりセンターとの連携を図るなど効果的な実施体制の構築にご協力をお願いしたい。

#### ②母子自立支援プログラム策定等事業

様々な事情や課題を抱える母子家庭の母に対して効果的な自立支援を行うためには、個々の母子家庭の実情に応じた支援が重要となる。

本事業については、都道府県や市等が母子家庭の母の状況やニーズに応じた自立支援プログラムを策定するものであり、個別的なきめ細やかな支援を行う上で極めて有効な事業であり、未実施の自治体については早急に取り組まれない。

また、平成23年度予算案においては、事業の対象として父子家庭の父を加えたところであり、積極的な実施をお願いしたい。

#### ③母子家庭自立支援給付金事業

就業経験の少ない母子家庭の母の就業のためには、就業に結びつきやすい資格を取得することが有効であるが、資格の取得のためには長期間、養成機関に通うことが必要になることから、その間の生活の不安や負担を小さくすることが重要である。

特に、養成機関に通う期間中の生活費の負担軽減のため支給する高等技能訓練促進費等については、平成21年6月から、安心こども基金を活用し、

3年間の特別対策として、平成23年度末までに修学を開始した者についての支給期間を「修業期間の最後の1/2の期間(上限18か月)」から「修業期間の全期間」に延長しており、この間に積極的な取り組みをお願いしたい。

また、高等技能訓練促進費等の支給の対象となる資格については、各都道府県等において、地域の実情に応じて定めることとされているので、各地域において就業に結びつきやすく、かつ養成機関において2年以上のカリキュラムを修業することとされている資格については、実施要綱(母子家庭自立支援給付金事業の実施について(平成15年6月30日雇児発第0630009号、雇用均等・児童家庭局長通知))に例示されている看護師等にとどまらず適切な取扱いをお願いしたい。

本事業を活用して資格を取得した場合、正規雇用に関わり割合が極めて高いことから、各自治体におかれては、必要な予算の確保や母子家庭の母に対する適切な周知についてお願いしたい。

なお、平成24年度以降に修学を開始した者に対する高等技能訓練促進費等の支給については、従前どおり、「修業期間の最後の1/2の期間(上限18か月)」とされているのでご留意願いたい。

#### ④ひとり親家庭等の在宅就業支援

在宅就業については、子育て等をしながら就業でき、子どもの養育と生計の維持を一人で担わなければならないひとり親家庭等にとって効果的な就業形態である。

このため、安心こども基金を活用して、ひとり親家庭等の在宅就業について「業務の開拓」「参加者の能力開発」「業務処理の円滑な遂行」等を一体的に取り組む自治体(都道府県及び市)に対して助成を行い、普及促進を図っている。

また、「在宅就業」は、ひとり親だけでなく、障害者や高齢者などの生活も向上させるといった「これからの社会のセーフティーネット」といった意義なども有していることから商工関係部局等とも連携していただきたい。

この事業については、現在15都道府県市において国審査分事業として実施されているほか、都道府県審査分事業として、13県5市で実施中・予算措置済み又は平成23年度当初予算において措置予定となっている。(平成23年1月現在)

本事業の実施期限は平成23年度末であるが、23年度中に開始された訓練については、訓練全般の経費について、平成25年度末まで助成対象としている。

したがって、平成23年度補正予算での措置による事業開始も可能であり、是非とも積極的な取り組みをお願いしたい。

#### ⑤母子家庭の母等の積極的な雇入れについて

各自治体やその関連法人等における職員等の雇入れに際しては、求人情報を近隣の母子家庭等就業・自立支援センターに提供するなど、母子家庭の

母等の雇入れの促進に配慮していただきたい。

また、その際は、人事担当課等の協力を得て、福祉部局に限らず組織全体において配慮がなされるようお願いする。

⑥母子福祉団体に対する事業発注について

平成16年11月に施行された「地方自治法施行令の一部を改正する政令」により、母子福祉団体が行う事業で主として母子家庭の母及び寡婦が従事するものに係る契約については、随意契約によることができることとされているところである。

このことを踏まえ、母子福祉団体に対して、積極的に事業を発注するなど、母子家庭の母等の就業促進についてご協力いただきたい。

⑦労働関係施策について

就業支援対策については、ハローワーク等の労働関係機関においても様々な施策が実施されているところである。こうした機関とも積極的な連携が図られるようお願いする。

ア 自治体とハローワークの協定に基づく就労・生活支援（「福祉から就労」支援事業）

ハローワークにおいて実施していた「生活保護受給者等就労支援事業」の機能を強化し、住宅手当受給者等をその支援対象者に加えるほか、自治体とハローワークが、お互いの役割分担、支援対象者数及び事業目標等を明記した協定を締結して、当該者の就労支援を行う「福祉から就労」支援事業を平成23年度より実施することとしている。

各自治体におかれては、福祉及び労働主管部局、福祉事務所と都道府県労働局・ハローワークがどのような支援を連携して行う必要があるか検討いただき、実効性のある協定の策定・締結にご理解・ご協力いただくとともに、当該協定に基づく就労支援の実施についてご協力をお願いする。

イ マザーズハローワーク事業

子育て女性等に対する就職支援の充実を図るため、マザーズハローワーク、マザーズサロン及びマザーズコーナーを設置し、子ども連れで来所しやすい環境を整備するとともに、担当者制によるきめ細かな職業相談や求職者のニーズを踏まえた求人の確保、地方自治体等との連携による子育て情報等の提供など、再就職に向けた総合的かつ一貫した支援を行っているところである。

これら既存のマザーズハローワーク事業の拠点163カ所に加え、平成23年度予算案においては、新たに5か所のハローワーク内にマザーズコーナーを設置する予定である。

各自治体におかれては、引き続き、子育て女性の就職支援や保育所、地域の子育て支援サービスに関する各種情報の共有等、「マザーズハローワーク事業」との密接な連携・協力をお願いする。（都道府県におかれては、管内市等においても、連携・周知が図られるようお願いする。）

#### ウ 公共職業訓練

公共職業訓練において、母子家庭の母等を対象として、通常の訓練コースに加え、①託児サービスを付加した委託訓練の推進、②母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースの実施、③就職の準備段階としての「準備講習」に引き続き実際の職業に必要な技能・知識を習得するための職業訓練を行う「準備講習付き職業訓練」などを実施している。

これらについては、支援を必要としている方々に情報が行き届くことが重要であることから、各自治体におかれては、ハローワーク等との連携を図るとともに、母子家庭の母等に対する周知をお願いしたい。(都道府県等におかれては、管内の市等においても連携・周知が図られるよう配慮願いたい。)

#### エ 求職者支援制度

平成21年7月より、新たな雇用のセーフティーネットとして、雇用保険を受給できない方々に対し、無料の職業訓練及び訓練期間中の生活給付を行う「緊急人材育成支援事業」を実施しているところ。

緊急人材育成支援事業の実施状況を踏まえ、平成23年度からは、恒久的な制度として「求職者支援制度」を創設することとしており、平成23年通常国会に法案を提出する予定である。

#### オ 均衡待遇・正社員化推進奨励金の創設について

平成23年度から、「中小企業雇用安定化奨励金」と「短時間労働者均衡待遇推進等助成金」を整理・統合し、「均衡待遇・正社員化推進奨励金」として有期契約労働者とパートタイム労働者の雇用管理改善に取り組む事業主に対する支援を一体的に推進することとしている。

この奨励金は有期契約労働者又はパートタイム労働者を対象とした正社員への転換制度や短時間正社員制度等を導入し、実際に制度利用者が生じた場合に支給されるものであり、正社員転換制度及び短時間正社員制度の対象となる労働者が母子家庭の母等である場合には支給額を加算することとしている。

そのため、各自治体におかれては、支給機関である都道府県労働局雇用均等室と連携し、企業や母子家庭の母等に対する周知等をお願いしたい。

(都道府県等におかれては、管内の市等においても連携・周知が図られるよう配慮願いたい。)

### (3) 母子寡婦福祉貸付金について

#### ①母子寡婦福祉資金の貸付について

本貸付金については、平成21年6月から、貸付利率を引き下げるとともに、連帯保証人がいない場合の貸付を可能にする等の拡充を行ったところであるが、経済的自立の助成及び生活意欲の助長を図るという貸付金の制度趣旨を踏まえ、貸付けに際して、償還計画を作成し貸付内容について適正に審査するとともに、母子自立支援プログラム策定員や母子家庭等就業・自立支援センター等と連携し、就業支援策と一体的に実施する等、償還率の向上に努められたい。

#### ②償還率の改善について

財務省が実施した平成17年度の予算執行調査の結果、近年償還率が低下し、各自治体の償還確保等に向けた取組状況にばらつきが見られることなどから、償還率の向上に向けた更なる取組の推進について指摘されたところである。

各自治体においては、地域の実情を踏まえた独自の計画の策定や、具体的な目標を設定するなど、従来より増して償還率の向上に努めていただくようお願いしたい。(関連資料34参照)

#### ③平成23年度の国庫貸付申請に係る協議について

平成22年度においては、近年の経済状況等により母子世帯等への資金貸付が増大し、国が都道府県等に貸し付ける資金に不足が生じる恐れが出たところである。

このため、平成23年度の国庫貸付申請に係る協議にあたっては、償還率改善に向けた取組を提出していただくとともに、償還の状況を踏まえるなど協議額を精査した上で、過剰な協議がないようお願いしたい。

なお、平成23年度の国庫貸付の内示にあたっては、都道府県等における年度途中の貸付状況を把握させていただき、その状況を踏まえつつ、複数回に分けて国庫貸付の内示を行う予定である。

### (4) 養育費相談支援について

平成19年度から、養育費の取決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行う「養育費相談支援センター」を設置・運営しているところである。

同センターにおいては、母子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センター相談員からの養育費に関する相談を受け付けているほか、自治体が行う研修等への講師の派遣も実施しているので、積極的にご活用いただきたい。

また、養育費の取得率の向上を図るため、平成19年度から、母子家庭等就業・自立支援センターに、養育費専門の相談員を配置することとしたところである。相談員については、養育費や離婚問題等に詳しい者を専任で配置することが望ましいが、新たに相談員を配置することが困難な場合には、当面、既に配置されている相談員等との兼務とすることも可能であるので、未配置の自治

体におかれては早急に配置をお願いする。

養育費相談支援センターにおいて、養育費相談支援に関する研修会を実施しており、平成23年度においても、養育費専門相談員向けの研修会及び母子自立支援員など広く養育費の相談に従事する者向けの研修会を開催する予定であるので、各自治体におかれては、関係者が積極的に参加できるようお取り計らいいただきたい。

#### **(5) 保育所の優先入所等について**

保育所の優先入所については、母子及び寡婦福祉法において保育所に入所する児童を選考する場合のひとり親家庭に対する特別の配慮を規定している他、「保育所の入所等の選考の際における母子家庭等の取扱いについて」（平成15年3月31日雇児発第0331011号）においても、

- ① ひとり親家庭を保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱うこと
  - ② 都市部等の待機児童の多い地域については、特に、ひとり親に対する優先的取扱いが徹底されるよう配慮すること
  - ③ ひとり親家庭のうち、離婚等の直後にある者であって生活の激変を緩和する必要があるものなど、特に自立の促進を図ることが必要と認められるものについては最優先的に取り扱うこと
  - ④ ひとり親家庭が求職活動、職業訓練を行っている場合にあっては、それらの活動の日数・時間等に応じて、就業している場合と同等の状況にあるものとして優先的に取り扱うこと
- をお願いしているところである。

ひとり親家庭は、その世帯構成のため、就業や休職活動、職業訓練の受講に際して、子どもを預かる場所の確保が不可欠であることから、特段の配慮を改めてお願いする。

また、放課後児童クラブの利用についても、前述の通知等により、保育所と同様に、ひとり親家庭の優先的な利用に対する配慮をお願いしているところであるので、改めてご了知いただきたい。

(都道府県においては、管内の市町村に対しても十分に周知されたい。)

#### **(6) 子育て短期支援事業について**

本事業は、保護者の疾病、仕事、育児疲れ等のために、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において短期間預かる（ショートステイ事業）、あるいは、仕事等の理由によって平日の夜間又は休日に家庭における児童を養育することが困難となった場合等に児童養護施設等において預かる（トワイライトステイ事業）ものである。

本事業については、「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月閣議決定）において、ショートステイ事業は870カ所、トワイライトステイ事業は410カ所を平成26年度の目標としているところであるので、実施主体の市町村及び事業委託先の児童養護施設等において積極的な実施が図られるとともに、ひとり親家庭を含め、本事業の対象者に対する周知をお願いする。

### **(7) 全国母子世帯等調査の実施について**

全国母子世帯等調査は、ひとり親家庭対策の推進を図るため、5年に1度を基本に調査を実施し、全国の母子家庭や父子家庭の生活の実態等を把握しているところであり、平成23年度に調査を実施することとしているので、ご協力をお願いしたい。

なお、平成23年度の調査の実施にあたっては、前回調査（平成18年度）時と比べ、父子家庭の生活の実態等について精度を上げて把握することとしているため、調査地区数を増加（1,800地区→5,000地区）する予定である。

### **(8) ひとり親家庭等に対する支援施策の周知等について**

ひとり親家庭や寡婦の自立を促進するためには、まずは、ひとり親家庭や寡婦の当事者本人がどのような支援を利用できるかの情報を知ることが必要であり、まずは、住民に身近な地方自治体における情報提供が重要となっている。

このため、離婚届を提出する戸籍窓口や児童扶養手当等を担当するひとり親家庭等の支援窓口など、ひとり親家庭等が訪れる機会のある各種相談窓口が連携を図りながら、支援施策のパンフレットを窓口で配布するなど、情報提供に努められたい。

また、養育費相談支援センターにおいて、養育費の取り決めや確保の方法、養育費相談支援センターの業務内容などを記載したパンフレットを希望のある各都道府県・市町村に送付しているところであるので、ひとり家庭等が訪れる可能性のある地方自治体の各種相談窓口や母子家庭等就業・自立支援センター等において配布する等ご活用いただきたい。

## 4. 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）対策等について

### （1） 婦人保護事業の充実について

#### ① 婦人相談所等の体制の強化について

平成21年度に婦人相談所及び婦人相談員が受け付けた来所による相談状況を見ると、夫等の暴力を主訴とする者の相談件数・割合ともに増加しており、27,183人（前年度24,879人）、32.6%（前年度31.3%）となっている。（関連資料37参照）

また、一時保護された女性6,625人のうち、夫等の暴力を入所理由とする女性は4,681人で70.7%を占めている。

一時保護委託契約施設数（平成22年4月1日現在）は284カ所（平成21年度261カ所）となっており、前年度より増加している。

婦人相談所等に関しては、

- ・ 婦人相談所における休日・夜間電話相談事業および法的対応機能強化事業
  - ・ 婦人相談所職員等への専門研修
  - ・ 婦人相談所一時保護所や婦人保護施設における心理療法担当職員および同伴児童への対応等を行う指導員の配置
  - ・ 婦人相談所や婦人保護施設における夜間警備体制の強化
- 等様々な事業を実施し、被害者等の相談、保護等の支援体制の充実、強化を図ってきたところである。

さらに、障害があることや外国人であること等特別なニーズをもった被害者等の相談や保護等に関しては、

- ・ 安心こども基金（児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業）等を活用した施設のバリアフリー化の推進
- ・ 外国人婦女子緊急一時保護経費等の確保
- ・ 専門通訳者養成研修の実施等を通じた通訳者の確保
- ・ 婦人保護事業啓蒙普及費を活用したDV相談や人身取引被害者の保護
- ・ 支援等に関する点字や外国語のパンフレットおよびリーフレット等の作成・配布
- ・ ノウハウのある一時保護委託契約先の活用

等により、適切な対応をお願いしたい。

平成23年度予算案においては、新たに、

- ・ 職員の専門性の向上のため、婦人相談所の指導的立場にある職員に対する研修を国において実施（関連資料39参照）
- ・ 恋人からの暴力被害者も一時保護委託の対象とすること

を盛り込んだところである。各都道府県においては、市町村及び民間の支援団体を含む関係機関との連携、研修の充実等を図ることにより、婦人相談所等の体制・機能の強化と相談・保護支援の一層の充実を図りたい。

なお、第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月17日閣議決定）において、売買春からの女性の保護、社会復帰支援について盛り込まれたことから、婦人保護事業において、売春の未然防止のために広く相談に応じ、早期に支

援を必要とする女性を発見し、関係機関との連携強化により自立支援プログラムの見直しを行う等の一層の充実に取り組んでいただきたい。

## ②妊娠・出産に係る支援体制の確保について

妊娠中の単身女性については、現行制度において、婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設での保護・支援を行うことができるほか、DV被害者については、都道府県の婦人相談所が一時保護の委託契約を締結している母子生活支援施設に、当該単身女性の一時保護を委託することができる取扱いとなっており、出産後、一時保護委託を終了し、福祉事務所が引き続き母子保護の実施を行うことにより、そのまま同じ母子生活支援施設に入所することが可能である。

各都道府県の婦人相談所においては、一時保護の委託契約施設として母子生活支援施設の積極的な活用を検討するとともに、こうした困難な状況に置かれた妊産婦の支援においては、福祉事務所、助産施設、医療機関、保健所・保健センター、児童相談所等との連携を密にし、当該単身女性及び出産後の同伴児童への適切な保護が行われるようお願いする。

また、妊娠に悩む者に対する専門の相談員を配置している女性健康支援センター等との連携にも努めていただきたい。

## (2) DV被害者に対する保護支援等について

DV被害者に対する保護支援等については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的方針」（平成20年1月11日 内閣府・国家公安委員会・法務省・厚生労働省告示第1号）においても、「婦人相談所は、一時保護を行うという他の配偶者暴力相談支援センターにはない機能を有しており、都道府県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい」とされている。

また、平成21年5月に総務大臣から厚生労働大臣に対し、「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価」が行われ、「一時保護の機能の充実に」について勧告された。これを受けて、一時保護の速やかな要否判断や福祉事務所、警察等関係機関との緊密な連携等、一時保護に関する留意事項について通知を発出し（「配偶者からの暴力の被害者の一時保護機能の充実に」（平成21年11月25日雇児福発1125第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）、さらに、ハローワークとの連携強化等の就労支援の強化についても通知を発出している。（平成21年10月5日付 職首発1005号 能能発1005号「配偶者からの暴力被害者に対する就労支援の強化について」）

これらを踏まえ、婦人相談所においては、配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク事業を活用し、都道府県および市町村の支援センター、福祉事務所等の関係機関のみならず、公共職業安定所や法務局や地方入国管理局等国の関係機関、警察、医療機関、民間団体もふくめ都道府県協議会等を設置し、関係機関による連携体制の構築を図り、実践的、継続的協議を行い、情報の周知徹底や連携方法の確立および関連職員への研修の実施等について、なお一層の充実に努めるようお願いしたい。

また、子ども手当制度においては、DV被害者のみが子の監護を行い、生計同一である場合、又は、配偶者の監護が認められても被害者の方が子の生計を維持する程度が高い場合には、現に居住する市町村に対し、子ども手当の申請を行うことにより、当該被害者の配偶者に対する子ども手当の支給を停止し、DV被害者が子ども手当の支給を受けることができる取扱いとしているところである。（平成22年4月12日付 家庭福祉課事務連絡「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律等の施行に関する情報提供について」）申請の際には、DV被害者である旨の証明書を添付することとされており、婦人相談所に対して証明書の交付申請があった場合の対応についてよろしくお願ひするとともに、DV被害者に対して、こうした取扱いについて周知されたい。

なお、平成23年1月28日に国会に提出した法案においては、父母が別居している場合に、子どもと同居する父又は母を優先的に認定する仕組みとしているところ。

### **（3）人身取引被害女性の保護について**

人身取引被害女性の保護については、これまで民間シェルター等への人身取引被害女性の一時保護委託を含め婦人相談所等において275名（平成13～平成21年度）の保護が行われてきたところである。（**関連資料40参照**）

これまでもこの人身取引被害者の適切な保護・支援にあたっては、「人身取引対策行動計画2009」（平成21年12月犯罪対策閣僚会議決定）を踏まえ、婦人相談所一時保護所や婦人保護施設における心理療法担当職員の配置や外国人対応のための通訳雇上費、人身取引被害女性の医療費（他法他制度が利用できない場合に限る）、法的な援助や調整等を行う弁護士等の確保や専門通訳者の養成など、鋭意取組を進めてきたところであるが、各都道府県においては、これらの事業を活用するとともに、婦人相談所が、国籍を問わず、各般の問題を抱えた女性の相談・保護に応ずる機関であり、法的な援助や調整も行うことが可能であること等について、潜在的な人身取引被害女性が認識できるよう配慮しつつ、各都道府県域において広報・周知に努めていただくようお願いする。

また、「人身取引事案の取扱方法について」（平成22年6月人身取引対策に関する関係省庁連絡会議申合せ）を基に、警察、入国管理局、国際移住機関（IOM）等と緊密な連携を図りながら、今後も引き続き、人身取引被害女性に対する適切な保護・支援を実施いただくようお願いする。

今後とも婦人相談所等職員への専門研修等の場において、人身取引等外国人被害女性に対する相談・保護を課題として取り上げるなどにより、人身取引や被害女性の実態等について知見を深めていただくようお願いする。その際には、すでにノウハウを有している民間団体等の協力を得るなど、有効な研修等の実施をお願いする。